

第二十九号議案

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区個人番号の利用に関する条例（平成二十七年十月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一の一の項を次のように改める。

一 区長	江戸川区心身障害者福祉手当条例（昭和四十八年十月江戸川区条例第二十五号）による心身障害者福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	---

別表第一中三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 区長	江戸川区難病患者福祉手当条例（昭和四十九年六月江戸川区条例第三十八号）による難病患者福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
---------	---

別表第一に次のように加える。

五 区長	江戸川区私立幼稚園児の保護者に対する就園奨励費補助金交付要綱（昭和五十四年四月一日適用）による補助金の交付に関する事務であつて規則で定めるもの
六 区長	江戸川区児童育成手当条例（昭和四十六年十月江戸川区条例第二十四号）による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
七 区長	江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第十一号）による乳児養育手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
八 区長	江戸川区子ども医療費助成条例（平成五年十月江戸川区条例第三十一号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
九 区長	江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例（平成元年十二月江戸川区条例第五十六号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の三の項中

東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

を

東京都重度心身障害者手当条例（昭和四十八年東京都条例第六十八号）による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

江戸川区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

に改め、同表中十六の項を二

十六の項とし、十三の項から十五の項までを十項ずつ繰り下げ、十二の項を十八の項とし、同項の次に次のように加える。

十九 区長	江戸川区児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの				
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手	て規則で定めるもの	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつ	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定める	もの
地方税関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援、児童自立生活援助の実施又	は措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一	項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて	規則で定めるもの

		二十 区長	江戸川区乳児養育手当の支給に関する事例によ る乳児養育手当の支 給に関する事務であ つて規則で定めるもの	二十一 区長	江戸川区子ども医療費 助成条例による医療費 の助成に関する事務で あつて規則で定めるもの									
当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による措置（同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の二第一項の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年

	二十二 区長
	江戸川区ひとり親家庭 等医療費助成条例によ る医療費の助成に關す る事務であつて規則で 定めるもの
法律第二百四十五号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)、国民健康保険法又は地方公務員等共済組 付の支給に關する情報であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 児童福祉法による障害児入所支援、児童自立生活援助の実施又 は措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二十七条の第一 項の措置をいう。)に關する情報であつて規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に關する情報であつて 規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に關する情報であつて規則で定める もの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に關する情報であつ て規則で定めるもの 特別児童扶養手当等の支給に關する法律による特別児童扶養手 当の支給に關する情報であつて規則で定めるもの 江戸川区子ども医療費助成条例による医療費の助成に關する情 報であつて規則で定めるもの 国民健康保険法による保険給付の支給に關する情報であつて規 則で定めるもの 高齢者の医療の確保に關する法律による保険給付の支給に關す る情報であつて規則で定めるもの

別表第二中十一の項を十五の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>十六 区長</p>	<p>子ども・子育て支援法 （平成二十四年法律第 六十五号）による子ど ものための教育・保育 給付の支給又は地域子 ども・子育て支援事業 の実施に関する事務業 のあつて規則で定めるも の</p>	<p>外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であつて規則で定めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に 関する情報であつて規則で定めるもの</p>
<p>十七 区長</p>	<p>江戸川区私立幼稚園 児の保護者に対する就 園奨励費補助金の交付 綱による補助金の交付 に関する事務であつて 規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第二十七条第 一項第三号の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定め るもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であつて規則で 定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定める もの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であつ て規則で定めるもの 児童育成手当関係情報であつて規則で定めるもの 江戸川区ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に 関する情報であつて規則で定めるもの</p>

別表第二の十の項中

東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

を

東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

江戸川区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

難病患者福祉手当関係情報であつて規則で定めるもの

に、

母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

を

母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

児童育成手当関係情報であつて規則で定めるもの

に改め、（平成二十六年法

江戸川区乳児養育手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

律第五十号）を削り、同項を同表の十四の項とし、同表の九の項中

被保護者等自立促進事業関係情報であつて規則で定めるもの

を

江戸川区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
難病患者福祉手当関係情報であつて規則で定めるもの
被保護者等自立促進事業関係情報であつて規則で定めるもの
児童育成手当関係情報であつて規則で定めるもの
江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例による乳児養育手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

に改め、同項を同表の十三の

項とし、同表の八の項中

江戸川区被保護者等自立促進事業実施要綱による自立の支援に関する情報（以下「被保護者等自立促進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの

を

江戸川区心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
難病患者福祉手当関係情報であつて規則で定めるもの
江戸川区被保護者等自立促進事業実施要綱による自立の支援に関する情報（以下「被保護者等自立促進事業関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
児童育成手当関係情報であつて規則で定めるもの
江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例による乳児養育手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

に改め、同項を同表の十二の

項とし、同表の七の項中

の  
 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定によ  
 り算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報  
 (以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるも

を

<p>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定によ          り算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報          (以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるも          の</p>	<p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>	<p>老人福祉法による福祉の措置に関する情報であって規則で定め          るもの</p>	<p>児童福祉法による障害児入所支援又は措置(同法第二十七条第          一項第三号の措置をいう。)に関する情報であって規則で定め          るもの</p>	<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって          規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に          関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に          関する情報であって規則で定めるもの</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律          による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定める          もの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
---	--------------------------------	--	--	---	--	--	---	-----------------------------

に改め、同項を同表の九の項

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

とし、同項の次に次のように加える。

十 区 長	江 戸 川 区 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 条 例 に よ る 心 身 障 害 者 福 祉 手 当 の 支 給 に 関 する 事 務 で あ る も の 規 則 で 定 め る も の	地 方 税 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	介 護 保 険 給 付 等 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	老 人 福 祉 法 に よ る 福 祉 の 措 置 に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	一 児 童 福 祉 法 に よ る 障 害 児 入 所 支 援 又 は 措 置 （ 同 法 第 二 十 七 条 第 三 号 の 措 置 を い う 。 ） に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 身 体 障 害 者 手 帳 に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	身 体 障 害 者 福 祉 法 に よ る 障 害 者 支 援 施 設 等 へ の 入 所 等 の 措 置 に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	知 的 障 害 者 福 祉 法 に よ る 障 害 者 支 援 施 設 等 へ の 入 所 等 の 措 置 に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 に よ る 自 立 支 援 給 付 の 支 給 に 関 する 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	江 戸 川 区 難 病 患 者 福 祉 手 当 条 例 に よ る 難 病 患 者 福 祉 手 当 の 支 給 に 関 する 情 報 （ 以 下 「 難 病 患 者 福 祉 手 当 関 係 情 報 」 と い う 。 ） で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	生 活 保 護 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の	外 国 人 生 活 保 護 関 係 情 報 で あ っ て 規 則 で 定 め る も の
-------------	---	---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	---

	<p>十一 区長</p>
	<p>江戸川区難病患者福祉 手当条例による難病者 福祉に関する給付規則 の手当業務での実施規 定事項の定め</p>
<p>江戸川区児童育成手当 関係情報」という。あ つて規則</p>	<p>難病の患者に対する医 療費等に関する法律（平 成二十六年法律第五十 号）による特定医療費 の支給に関する情報であ つて規則で</p>
<p>児童福祉法による小児 慢性特定疾病医療費の 支給に関する情報であ つて規則で定めるもの</p>	<p>東京都難病患者等に係 る医療費等の助成に関 する規則（平成十二年 東京都規則第九十四号） による難病等に関する 医療費等の助成に関する 情報であつて規則で定 めるもの</p>
<p>地方税関係情報であつ て規則で定めるもの</p>	<p>介護保険給付等関係情 報であつて規則で定め るもの</p>
<p>老人福祉法による福祉 の措置に関する情報であ つて規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障害 児入所支援又は措置（同 法第二十七条第一項第 三号の措置をいう。）に 関する情報であつて規 則で定めるもの</p>
<p>身体障害者福祉法によ る障害者支援施設等へ の入所等の措置に関す る情報であつて規則で 定めるもの</p>	<p>知的障害者福祉法によ る障害者支援施設等へ の入所等の措置に関す る情報であつて規則で 定めるもの</p>
<p>障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支 援するための法律による 自立支援給付の支給に 関する情報であつて規 則で定めるもの</p>	<p>江戸川区心身障害者福 祉手当条例による心身 障害者福祉手当の支給 に関する情報であつて 規則で定めるもの</p>



この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、別表第一に次のよ

付 則

七 区 長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは昭和六十一年法律第三十四号附則第九十七条第十項の福祉手当の支給に関する事務であつて	規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であつて規則で定めるもの	老人福祉法による福祉の措置に関する情報であつて規則で定めるもの	児童福祉法による障害児入所支援又は措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であつて規則で定めるもの	身体障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であつて規則で定めるもの	知的障害者福祉法による障害者支援施設等への入所等の措置に関する情報であつて規則で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
-------------	---	----------	-------------------------	---------------------------------	---	--------------------------------------	---	---	--	---	----------------------	-------------------------

うに加える改正規定（同表の五の項に係る部分に限る。）及び別表第二中十一の項を十五の項とし、同項の次に次のように加える改正規定（同表の十七の項に係る部分に限る。）は、平成二十九年四月一日から施行する。

（説明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一に列挙されていない事務について、他の地方公共団体から特定個人情報の提供を受けるため、独自利用事務として七つの事務を追加するとともに、必要な限度で情報連携するに当たり、個別に事務及び特定個人情報情報を別表第二に追加する必要があるので、本案を提出いたします。